

国保税の税率を改正します

町における医療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険財政は大変厳しい状況です。そのため、表1のとおり国民健康保険税率の見直しが必要となりました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

厳しい国保財政

国民健康保険（以下、国保）は万が一の病気やけがに備えて、加入者が健康なときからお金（国民健康保険税）を出し合って医療費などを補助する「助け合いの制度」です。職場の健康保険に加入している方や、後期高齢者医療制度の対象となっている方以外はすべての方が国保の加入者となります。

近年、町の国保加入者の高齢化と医療の高度化によって、1人当たりの医療給付費が増加し、昨年度では県内で3番目に高い数値となりました。このような状況の中、町ではできる限り加入者の負担を抑制するため、基金（積立金）を取り崩すことにより国保税の税率を据え置いて対応してきましたが、国保財政は非常に厳しい状況です。

令和4年度からの国保税

現行税率では、令和4年度以降の財源が不足することが見込まれます。そのため、国保の安定した運営を図るため、令和4年度から国保税率の税率改正をお願いせざるを得ない状況となりました。

国保運営協議会での協議を経て、令和4年度の税率は県により提示された「市町村標準保険料率^{（注）}」を採用することを、表1のとおり決定しました。

お問い合わせ

- ▶ 国保税に関すること
町税務課
(☎852・5144)
- ▶ 届け出に関すること
町健康福祉課
(☎852・5108)

表1：国保税率の改正

		改正後	改正前
医療給付分 (0～74歳)	所得割率	8.91%	8.00%
	均等割額	17,590円	15,000円
	平等割額	22,890円	21,000円
後期高齢者支援分 (0～74歳)	所得割率	3.39%	3.40%
	均等割額	6,296円	6,000円
	平等割額	9,266円	9,500円
介護納付金分 (40～64歳)	所得割率	2.64%	2.00%
	均等割額	6,798円	5,000円
	平等割額	7,055円	5,000円

医療費抑制にご協力をお願いします

国民健康保険制度を安定的に維持していくためにも、医療費の適正化にご協力ください。

- かかりつけ医、かかりつけ薬剤師（薬局）をもちましょ。
- 同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診を控えましょ。
- 急病など緊急性が高い症状以外は診療時間内に受診するようにし、休日や夜間の受診を控えましょ。
- お薬手帳を医療機関や薬局に持参して、不必要な薬を

- もらわないようにましょ。
- 新薬より安価なジェネリック（後発）医薬品の活用をご検討ください。
- セルフメディケーションを実践ましょ。
セルフメディケーションとは、定期的に健診を受け、軽度な不調であればOTC医薬品（市販薬）を使って自分で対処するなど、健康の維持・管理に自ら積極的に取り組むことです。日ごろからできることを実践し、医療費の節約に役立てましょ。

（注）市町村標準保険料率
市町村ごとの保険料率の標準的な水準を示す料率。

令和4年度から未就学児の国民健康保険税が減額されます

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児（小学校入学前の子ども）にかかる均等割額^{（注）}について、令和4年度分の国保税から2分の1が減額されます。

世帯所得に応じた軽減措置（7・5・2割軽減）を受け、世帯の未就学児については、軽減適用後の均等割額の2分の1を減額します。

●未就学児1人に係る均等割軽減額（年度額）

区分	均等割額（軽減前）	未就学児軽減額	軽減後均等割額
軽減なし世帯	23,886円	11,943円	11,943円
7割軽減世帯	7,165円	3,583円	3,582円
5割軽減世帯	11,943円	5,972円	5,971円
2割軽減世帯	19,108円	9,554円	9,554円

※表中の均等割額は医療分（17,590円）と支援金分（6,296円）の合計額です。
※端数処理の関係により、実際の金額が上記とは異なる場合があります。

なお、この軽減措置の適用を受けるための手続きは不要です。

（注）均等割額：世帯の「国民健康保険被保険者人数」に応じて計算する金額

●減額の対象者

国民健康保険に加入する未就学児（令和4年度分は平成28年4月2日以降に生まれた方）が対象です。

国民健康保険 被保険者の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の要件を満たす方は国民健康保険税が減免となります。

なお、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限がある国保税が対象です。

▶保険税減免の対象となる方

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
→ 保険税を全額免除
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
→ 保険税の全部または一部を免除

次の①～③までの全てに該当する世帯が対象となります。

▶世帯の主たる生計維持者

- 1 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの令和4年中の収入（保険金・損害賠償等により

補填される金額を除く）が、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年中と比べて10分の3以上減少する見込みである。

- 2 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下である。
 - 3 減少が見込まれる収入に係る（①で選択した）所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万以下である。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業等の廃止、または失業の場合は、全額免除となります。ただし、主たる生計維持者の前年と比べて減少が見込まれる事業収入等の前年の所得金額が0円（またはマイナス）の場合や、特例対象被保険者（非自発的失業）など他の減免を受けている方は対象外となります。

※ご自身が減免の対象となるか、または申請に必要な書類等の詳細については、町税務課にお問い合わせください。

お問い合わせ 町税務課 (☎852・5144)

広報ごじょうめを一部リニューアル!

「広報ごじょうめ」を皆さんにとってより親しみのある広報媒体とするため、今月号から、表紙のデザイン・紙面レイアウトを一部変更し、新たな連載企画を開始しました。

●視覚に訴える表紙デザイン

表紙は、広報誌の顔であり、読者に関心を持ってもらうための大切なきっかけとなります。これまで以上に読者の目を引き、明るい印象を持ってもらえるよう変更しました。

●新たな企画の連載

「#あつと五城目」のハッシュタグを付けて投稿された、町に関する写真を紹介するコーナーを最終ページに連載します。また、地域図書室「わーくるだより」の中で、これまでの新着図書紹介に加え、蔵書の中からおすすめ1冊を紹介してもらうコーナーを設けました。紹介者は月ごとになります。

☎ 町まちづくり課 (☎852・5342)